

平成30年4月13日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成29年（行ウ）第9号 固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求事件  
(差戻し前の第1審・那覇地方裁判所平成26年（行ウ）第17号, 差戻し前の控訴審・福岡高等裁判所那覇支部平成29年（行コ）第1号)

5 口頭弁論終結日 平成30年2月5日

判 決

原 告 金 城 照 子  
同訴訟代理人弁護士 德 永 信 一  
10 照 屋 一 人  
上 原 千 可 子

那覇市泉崎一丁目1番1号

被 告 那覇市長 城間幹子  
同訴訟代理人弁護士 大城 浩  
15 上原義信  
篠原弘一郎  
仲里豪  
宮尾尚子

那覇市若狭一丁目25番1号

被 告補助参加人 一般社団法人久米崇聖会  
(以下「補助参加人」という。)  
同代表者代表理事 國吉克哉  
同訴訟代理人弁護士 当山尚幸  
大島優樹

主 文

1 被告が、補助参加人に対し、平成26年4月1日から同

年 7 月 2 4 日までの間の松山公園の使用料 1 8 1 万 7 0  
6 3 円を請求しないことが違法であることを確認する。

2 訴訟費用は、差戻し前の第 1 審、控訴審及び差戻し後の当審を通じて、補助参加によって生じた費用は補助参加人の負担とし、その余は被告の負担とする。  
5

### 事 実 及 び 理 由

#### 第 1 請求

主文第 1 項に同旨

#### 第 2 事案の概要

1 本件は、那覇市の住民である原告において、当時の那覇市長が平成 2 6 年 3  
10 月 2 8 日付で補助参加人に対して都市公園である松山公園の敷地内に久米至聖廟（以下「本件施設」という。）を設置することを許可し（以下「本件設置許可」という。）、その使用料を全額免除したこと（以下「本件免除」といい、本件設置許可と併せて「本件設置許可等」という。）は政教分離原則（憲法 2  
15 0 条 1 項後段、3 項、89 条）に違反し、本件免除は無効であるにもかかわらず、被告は、違法に上記使用料の徴収を怠っているなどと主張して、①地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号に基づき、被告が、同年 4 月 1 日から同年 7 月 2  
4 日までの間の松山公園の使用料 1 8 1 万 7 0 6 3 円（以下「本件使用料」という。）を請求しないことが違法であることの確認を求める事案である。

20 差戻し前第 1 審においては、上記の請求のほか、②那覇市に対する、同項 2 号に基づく本件設置許可の取消請求、③被告に対する、同項 4 号本文に基づく本件使用料相当額の当時の那覇市長に対する損害賠償請求及び補助参加人に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求を連帶債務として請求することを求める請求、④被告に対する、同項 3 号に基づく同月 25 日から平成 27 年 4  
25 月 2 4 日までの間の松山公園の使用料の徴収を怠る事実の違法確認請求、⑤被告に対する、同項 4 号本文に基づく上記④の使用料相当額の当該期間中の各那

霸市長に対する損害賠償請求及び補助参加人に対する不当利得返還請求の各請求をすることを求める請求が審判の対象になっていた。差戻し前第1審が上記①ないし⑤の各請求に係る訴えをいずれも却下したのに対し（差戻し前第1審が上記①の請求に係る訴えを却下した理由は、監査請求において、本件免除及び本件使用料の徴収を怠る事実が対象とはされておらず、適法な監査請求を経ていないというものである。），原告が控訴したところ、差戻し前控訴審は、原告の控訴のうち上記②の請求に係る部分を棄却したほか、本訴請求のうち上記①及び③の各請求に係る部分を那覇地方裁判所に差し戻す旨の判決をし（なお、原告は、差戻し前控訴審に係属する間に、上記④及び⑤の各請求に係る訴えをいずれも取り下げた。），同判決は確定した。

当審において、原告は、本件訴えのうち、上記③の請求に係る部分を取り下げた。

したがって、当審における審判対象は、上記①の請求のみである。

なお、補助参加人は、上記②の請求につき、第三者の訴訟参加（地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条1項、22条）をしていたが、上記のとおり、上記②の請求は当審の審判対象となっていないため、補助参加人は、当審において、同条に基づく参加人としての地位を併有しない。

## 2 関係法令の定め

### (1) 都市公園法及び同法施行令

都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律である（都市公園法1条）。都市公園とは、都市計画に沿って設置される公園又は緑地であるが、地方公共団体が設置するものと国が設置するものとに分類されている（同法2条1項1号及び2号）。そのうち、地方公共団体が設置する都市公園（同法2条1項1号）は、当該地方公共団体が公園管理者として管理するものとされているところ、公園管理者以外の者であっても、

条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けることにより、都市公園内に公園施設を設けることができる（同法2条の3、5条1項）。公園施設とは、都市公園の効用を全うするために当該都市公園に設けられる施設であり（同法2条2項各号）、園路及び広場（同項1号）、植栽、花壇、噴水その他の修景施設（同項2号）、休憩所等の休養施設（同項3号）、ぶらんこ等の遊戯施設（同項4号）、野球場等の運動施設（同項5号）、植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設（同項6号）等が列挙されている。

上記の申請を受けた公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が、当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの、あるいは、当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもののいずれかに該当する場合に限り、上記の許可をすることができる（同法5条2項）。

## (2) 那覇市公園条例及び同施行規則

那覇市において、都市公園に公園施設を設置する許可を受けた者は、那覇市に対し、占用面積1m<sup>2</sup>につき1か月360円（ただし、1年を単位とする使用期間に1年未満の端数を生じたときは、その月数に応じた月割計算（1月未満の端数は1月とみなす。））の使用料を納付しなければならず、このうち都市公園法5条1項の許可を受けた者に係る使用料は毎月5日までにその月分を納付しなければならないが（那覇市公園条例（乙28）11条1項、別表第1、同条2項ただし書、那覇市公園条例施行規則（乙27）14条）、那覇市長は、公共的団体が公益の目的で当該公園施設を使用する場合には、その全額を免除することができる（那覇市公園条例11条の2第4号、那覇市公園条例施行規則15条1項2号）。

3 前提事実（当裁判所に顕著な事実、当事者間に争いがない事実、又は後掲の証拠（枝番号が存するものについては、特記しない限り、全枝番号を含む。以

下同じ。) 及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実)

(1) 当事者

ア 原告は、那覇市に居住する住民である。

イ 被告は、那覇市の市長であり、同市の執行機関である。

ウ 補助参加人は、登記上、昭和37年11月5日に設立された一般社団法人であり、本件施設等を広く一般に公開し、かつての琉球王朝の発展に多大な功績を築いた久米三十六姓（約600年前から300年間にわたり、中国から琉球に渡来してきた人々）の歴史研究、論語を中心とする東洋文化の普及及び人材の育成を図り、もって地域社会への貢献、世界平和に寄与することを目的とし、久米三十六姓の歴史研究・文化資源の収集保存・活用、地域伝統文化の継承発展及び情報発信に関する事業や本件施設等の維持管理及び公開に関する事業等を行うものとされている（甲16、乙20）。

(2) 本件施設等について

松山公園は、那覇市久米二丁目及び那覇市松山一丁目に所在し、那覇市が管理する、都市公園法上の都市公園である。本件施設は、松山公園内に所在しているところ、補助参加人は、本件施設を所有している。

本件施設は、儒学（儒教。これが宗教であるかは後記のとおり争いがあるが、以下では、原則として、単に「儒教」と表記する。）の祖である孔子並びにその門弟である四配（顔子、曾子、子思子及び孟子）を祀る廟（全国に複数ある孔子廟の一つである至聖廟）であり、大成殿（床面積63.76m<sup>2</sup>）、啓聖祠（同20.61m<sup>2</sup>）、明倫堂・図書館（同372.59m<sup>2</sup>）、至聖門及び御庭空間等によって構成されている（甲3、16、35）。

(3) 本件施設の設置許可等

ア 補助参加人は、那覇市長に対し、平成22年11月15日付で、本件施設に係る公園施設設置許可申請及び使用料減免申請をし（乙11、12）、